

## 第二章 召集及び議席

### 第一節 召集

#### 二 召集詔書公布の期日に関する例

常会の召集詔書は、少なくとも召集日の十日前に公布することを要する。第二百二十一回国会における国会法改正後においては、召集日の十日乃至二十日前に公布されている。

臨時会の召集詔書公布の期日については、法規に定めがないが、従来例によれば、召集日の三日乃至二十三日前に公布されている。なお、参議院議員の通常選挙後の臨時会の召集詔書は、従来例によれば、召集日の三日乃至十五日前に公布されている。衆議院議員の任期満了による総選挙後の臨時会（第七十九回国会）の召集詔書は、召集日の七日前に公布されている。

特別会の召集詔書公布の期日についても、法規に定めがないが、従来例によれば、召集日の三日乃至十六日前に公布されている。

（注）国会法第一条第二項は、「常会の召集詔書は、少くとも二十日前にこれを公布しなければならない。」となつ

ていたが、第二百一十回国会における国会法の改正（平成三年法律第八十六号）により、「常会の召集詔書は、少なくとも十日前にこれを公布しなければならない。」と改められた。

参照 四九九号

### 三 常会は、毎年一月中に召集されるのを常例とする

常会は、毎年一月中に召集されるのを常例とする。

（注）国会法第二一条は、制定当初、「常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならない。」となっていたが、第二十一回国会における国会法の改正（昭和三十年法律第三号）により、「常会は、毎年十二月中に召集するのを常例とする。」と改められ、さらに、第二百一十回国会における国会法の改正（平成三年法律第八十六号）により、「常会は、毎年一月中に召集するのを常例とする。」と改められた。

## 四 常会の召集詔書が公布されたが、衆議院の解散により常会が開かれなかつた例

常会の召集詔書が公布されたが、衆議院が解散されたため、常会が開かれなかつたことがある。その例は次のとおりである。

昭和四十四年十一月二十九日（第六十二回国会開会中）に常会の召集詔書（昭和四十四年十二月二十七日召集）が公布されたが、同年十二月二日衆議院が解散されたため常会が開かれなかつた（昭和四十四年十二月二十七日総選挙が行われ、昭和四十五年一月十四日第六十三回国会（特別会）が召集された）。

昭和四十七年十一月十一日（第七十回国会開会中）に常会の召集詔書（昭和四十七年十二月九日召集）が公布されたが、同月十三日衆議院が解散されたため常会が開かれなかつた（昭和四十七年十二月十日総選挙が行われ、同月二十二日第七十一回国会（特別会）が召集された）。

昭和五十八年十一月二十四日（第百回国会開会中）に常会の召集詔書（昭和五十八年十二月十五日召集）が公布されたが、同月二十八日衆議院が解散されたため常会が開かれなかつた（昭和五十八年十二月十八日総選挙が行われ、同月二十六日第百一回国会（特別会）が召集された）。

### 参照 一号

## 五 特別会は、総選挙の日から三十日以内に召集される

特別会は、衆議院解散後行われる衆議院議員の総選挙の日から三十日以内に召集される。従来の例によれば、総選挙の日から九日乃至三十日目に召集されている。

## 六 衆議院議員の任期満了による総選挙後の臨時会は、その任期の始まる日から三十日以内に召集される

衆議院議員の任期満了による総選挙が行われたときは、原則としてその任期の始まる日から三十日以内に臨時会が召集される。その例は次のとおりである。

第七十九回国会（第三十四回総選挙後） 昭和五十一年十二月二十四日召集―任期開始日から十五日目

（選挙の日から二十日目）

（注）第二十八回国会における国会法の改正（昭和三十三年法律第六十五号）により、第二条の三の規定が設けられ、衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われた後の国会の召集に関する規定が追加された。

## 七 参議院議員の通常選挙後の臨時会は、その任期が始まる日から三十日以内に召集される

参議院議員の通常選挙が行われたときは、原則としてその任期が始まる日から三十日以内に臨時会が召集される。その例は次のとおりである。

第三十二回国会（第五回通常選挙後） 昭和三十四年六月二十二日召集—任期開始日（選挙の日）から二十一日目

第四十一回国会（第六回通常選挙後） 昭和三十七年八月四日召集—任期開始日から二十八日目（選挙の日）から三十五日目

第四十九回国会（第七回通常選挙後） 昭和四十年七月二十二日召集—任期開始日（選挙の日）から十九日目

第五十九回国会（第八回通常選挙後） 昭和四十三年八月一日召集—任期開始日から二十五日目（選挙の日）から二十六日目

第六十六回国会（第九回通常選挙後） 昭和四十六年七月十四日召集—任期開始日から十一日目（選挙の日）から十八日目

第七十三回国会（第十回通常選挙後） 昭和四十九年七月二十四日召集―任期開始日から十七日目（選挙の日から十八日目）

第八十一回国会（第十一回通常選挙後） 昭和五十二年七月二十七日召集―任期開始日（選挙の日）から十八日目

第九十九回国会（第十三回通常選挙後） 昭和五十八年七月十八日召集―任期開始日から九日目（選挙の日から二十三日目）

第一百十五回国会（第十五回通常選挙後） 平成元年八月七日召集―任期開始日（選挙の日）から十六日目

第一百二十四回国会（第十六回通常選挙後） 平成四年八月七日召集―任期開始日（選挙の日）から十三日目

第一百三十三回国会（第十七回通常選挙後） 平成七年八月四日召集―任期開始日（選挙の日）から十三日目

第一百四十三回国会（第十八回通常選挙後） 平成十年七月三十日召集―任期開始日から五日目（選挙の日から十九日目）

第一百五十二回国会（第十九回通常選挙後） 平成十三年八月七日召集―任期開始日（選挙の日）から十

目目

第六十回国会（第二十回通常選挙後） 平成十六年七月三十日召集―任期開始日から五日目（選挙の日から二十日目）

第六十七回国会（第二十一回通常選挙後） 平成十九年八月七日召集―任期開始日（選挙の日）から十日目

第七十五回国会（第二十二回通常選挙後） 平成二十二年七月三十日召集―任期開始日から五日目（選挙の日から二十日目）

第八十四回国会（第二十三回通常選挙後） 平成二十五年八月二日召集―任期開始日から五日目（選挙の日から十三日目）

第九十一回国会（第二十四回通常選挙後） 平成二十八年八月一日召集―任期開始日から七日目（選挙の日から二十三日目）

第九十九回国会（第二十五回通常選挙後） 令和元年八月一日召集―任期開始日から四日目（選挙の日から十二日目）

なお、参議院議員の通常選挙と衆議院議員の総選挙が同日に行われ、選挙後の国会が特別会として召集されたことがある。その例は次のとおりである。

第九十二回国会（第十二回通常選挙後及び第三十六回総選挙後） 昭和五十五年七月十七日召集—任期開

始日から十日目（選挙の日から二十六日目）

第百六回国会（第十四回通常選挙後及び第三十八回総選挙後） 昭和六十一年七月二十二日召集—任期開

始日から十五日目（選挙の日から十七日目）

（注）第二十八回国会における国会法の改正（昭和三十三年法律第六十五号）により、第一条の三の規定が設けられ、衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われた後の国会の召集に関する規定が追加された。

## 憲 第五三条 国 第三條

### 八 議員の要求に基づき臨時会が召集された例

参議院又は衆議院の総議員の四分の一以上の議員から議長を経由して内閣に臨時会の召集を要求したときは、内閣は、その召集を決定することを要する。

議員の要求に基づき内閣が召集を決定した臨時会は、次のとおりである。

(一) 参議院議員及び衆議院議員の双方の要求に基づくもの（二十五回）

第六回国会、第九回国会、第十回国会、第二十回国会、第二十五回国会、第二十七回国会、第三

十回国会、第三十三回国会、第三十六回国会、第三十九回国会、第四十二回国会、第四十四回国会、第四十七回国会、第五十三回国会、第五十七回国会、第六十回国会、第六十二回国会、第六十四回国会、第七十回国会、第七十四回国会、第三百三十四回国会、第三百三十七回国会、第四百十九回国会、第四百七十三回国会、第四百九十四回国会

(二) 参議院議員のみの要求に基づくもの (二回)

第四百五回国会、第四百八十五回国会

(三) 衆議院議員のみの要求に基づくもの (九回)

第三回国会、第十七回国会、第十八回国会、第二十三回国会、第八十三回国会、第一百五十三回国会、第一百六十一回国会、第二百零二回国会、第二百五回国会

なお、参議院議員及び衆議院議員の双方からの臨時会召集要求に対して、内閣が常会の召集を決定したことがある。その例は、第五百十九回国会（要求の五十三日後に召集）、第六百六十四回国会（要求の八十日後に召集）及び第九百九十回国会（要求の七十五日後に召集）である。

## 九 臨時会召集要求の手續に関する例

議員が臨時会の召集要求をするには、召集要求の理由を記し、議院の総議員の四分の一以上の議員が連名（代表者は記名押印）で提出するのを例とする。

臨時会召集要求書が提出されたときは、議長は、即日、これを内閣に送付する。なお、事務総長は、その旨を衆議院事務総長に通知する。

臨時会召集の要求に基づき内閣が臨時会の召集を決定したときは、即日、内閣から議長及び要求した議員の代表者にその旨の通知があるのを例とする。なお、臨時会の召集要求に対して、内閣が常会の召集を決定した場合も同様である。

### 第二節 議席

#### 一〇 議席は、召集日に指定するのを例とする

議員の議席は、召集日の議院の会議の始めに議長が指定するのを例とする。ただし、召集日に議長が

ない場合は、新たに当選した議長がこれを行うため、議席の指定が召集日の翌日(第十六回国会、第三十二回国会及び第八十一回国会)又は翌々日(第五十九回国会)に行われたことがある。

参照 二二七号、三九一号

## 一一 議席は、議員の所属会派別により指定する

議員の議席を定める場合、議長は、あらかじめ議院運営委員会理事会に諮って会派別に区分し、各会派の申出に基づき召集日の前日に議員の仮議席を定め、召集日に仮議席のとおり指定するのを例とする。会派に属しない議員の議席については、原則としてその全部を一区画内にまとめ、個々の議員の議席は、議長が議員在職年数、年齢等を考慮の上、定めるのを例とする。

(注) 第一回国会の当初の議席は、会派別に区分することなく年長順に定めた。

参照 一一四号

## 一二 会期中に当選した議員の議席は、議長がその都度指定する

会期中に補欠選挙等により当選した議員の議席については、議長は、その都度会派の申出に基づきこれを指定する。

なお、召集日に当選通知書を受領した議員の議席指定につき、次のような例がある。

第九十八回国会 昭和五十七年十二月二十八日（召集日）に当選通知書を受領した沖外夫君の議席については、同日会議前に仮議席を定めた上、議院の会議で他の議員と一括して議席指定を行った。

参照 一〇二号

## 一三 議席の変更は、各会派の申出に基づき議長において決定する

議席の変更は、各会派の申出に基づき議長においてこれを決定する。また、会派の異動等により会派別の区分を変更する必要があるときは、議長は、議院運営委員会理事會に諮って決定するのを例とする。

る。

参照 一一四号、三九一号

規 第二五条

一四 議席を指定し又は変更したときは、参議院公報によりこれを議員に通知する

議長が議員の議席を指定し又は変更したときは、これを参議院公報に掲載し、各議員に通知する。  
仮議席を定めたときも、同様とする。

参照 五〇六号

規 第一四条

一五 議席には、号数及び氏名標を付し、表決に用いる木札及び選挙投票用紙を備え、押しボタン式投票機を設置する

議席には、号数及び氏名標（黒漆塗り角柱の四方に白字で議員氏名を書いたもの）を付し、表決に用いる白色及び青色の木札（無名投票の際にはこの白色の木札を名刺として用いる）を備えるほか、必要に応じ選挙

第二章 召集及び議席 第二節 議席 (一一一―一五)

一五

投票用紙を備える。また、押しボタン式投票に用いる投票機を設置し、賛成ボタン、反対ボタン、取消しボタン及び確認ランプを付する。

なお、会議に出席した議員は、氏名標を立てる。これにより投票機の出席確認ランプが点灯し、投票装置の記録に基づき出席議員の氏名が会議録に掲載される。

(注) 第一回国会昭和二十二年九月十五日の各派交渉会において、同日以後、会議に出席した議員は氏名標を立てることとし、これにより出席議員の氏名を会議録に掲載する旨の決定があった。第百四十二回国会平成十年一月十二日(召集日)からは、氏名標を立てることにより自動的に議員の出席が記録される投票装置を使用している。なお、出席議員の氏名の会議録掲載は、既に昭和二十二年六月二十八日の会議から行われていたが、当初は、控室の文書函にあらかじめ配付した出席票を、議員が議場に出席の際、議場内後方備付けの箱に投入する方法によっていた。

第二十一回国会令和二年四月九日の議院運営委員会理事会において、新型コロナウイルス感染症対策として、議場内の中央部分の二百五十五席にのみ号数を付してきた従来の議席配置を変更し、議員が間隔を空けて着席できるようにするため、四百六十席全てに号数を付した上で、議員定数分の議席を間隔を空けて配置して会派別に区分する旨の決定があり、同日議長は、各会派の申出に基づき議席を変更した。この議席配置においては、氏名標及び押しボタン式投票機が設置されていない議席があるため、同月十日の会議以降、出席議

員の記録は氏名標に代えて各議席に付された氏名札を裏返すことよって行い、議案等の採決は原則として起立採決で行うこととなった。

第二百二回国会令和二年九月十六日（召集日）の会議以降、議長は、同様に間隔を空けて配置した議席を会派別に区分して指定している。また、押しボタン式投票機が設置されていない議席にも氏名標を付し、出席議員の記録は氏名標を立てることよって行うこととなった。

参照 三三二九号

## 一六 車椅子を使用する議員が登壇するためのスロープに関する

### 例

第九十一回国会昭和五十五年一月二十九日の議院運営委員会理事会において、車椅子を使用する議員が登壇する際、議場内演壇に向かって右端の大臣席に至る通路の階段にスロープを設置し、これを経て大臣席後方を通り演壇に至ることとする旨の決定があった。

第二百回国会令和元年十二月三日の議院運営委員会理事会において、本院施設における更なるバリアフリー化整備について決定があったことを受け、車椅子を使用する議員が登壇するため、議場に議員

席から演壇までのスロープが設置されることとなり、第二百四回国会令和三年一月十八日（召集日）から使用が開始された。スロープは、車椅子を使用する議員が登壇する際に使用するが、他の議員も使用することができる。

（注）第二百三回国会閉会後令和三年一月十三日の議院運営委員会理事会において、スロープの使用について次の旨の決定があった。

議場に設置されるスロープの使用について

1 スロープは、車椅子を使用する議員が発言のために登壇する際に使用することとする。ただし、他の議員も使用することができる。

2 車椅子を使用する議員の記名投票、役員等の選挙、内閣総理大臣の指名における投票については、参事に委託し、又はスロープを使用して行うこととする。

スロープを使用する場合には、原則として、最後に登壇することとし、任意の方向から登降壇できることとする。

3 車椅子を使用する議員以外の議員がスロープを使用して投票する場合には、議長席に向かって右方から演壇に登って投票し、議長席に向かって左方から降りて席に復することとする。

4 上記により難い事態が生じた場合は、議院運営委員会理事会又は議場内における理事の協議により対

---

処するものとする。

**参照** 四九号、五一号、九〇号、九一号、一一六号、三四三号、三四四号

第二章 召集及び議席 第二節 議席 (一六)

一九